

官報号外 昭和五十年三月二十六日

○第七十五回 参議院会議録第八号

昭和五十年三月二十六日(水曜日)

午前十時十三分開議

○議事日程 第八号

昭和五十年三月二十六日

午前十時開議

第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 作業環境測定法案(内閣提出)

第六 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 下水道事業センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、故議員須原昭二君に対し弔詞贈呈の件

一、故議員須原昭二君に対する追悼の辞

○玉置和郎君 弔辞

【玉置和郎君登壇、拍手】

本日ここに、過ぐる二月四日逝去されました故和郎君。

○議長(河野謙三君) 玉置和郎君から発言を求められております。この際、発言を許します。玉置和郎君。

参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつぶしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

○議長(河野謙三君) ここにその弔詞を朗読いたします。

議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

○議長(河野謙三君) 〔總員起立〕

参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつぶしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○玉置和郎君 弔辞

【玉置和郎君登壇、拍手】

本日ここに、過ぐる二月四日逝去されました故和郎君。

○議長(河野謙三君) 玉置和郎君から発言を求められております。この際、発言を許します。玉置和郎君。

参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつぶしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

○議長(河野謙三君) ここにその弔詞を朗読いたします。

議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

○議長(河野謙三君) 〔總員起立〕

参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつぶしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○玉置和郎君 弔辞

【玉置和郎君登壇、拍手】

本日ここに、過ぐる二月四日逝去されました故和郎君。

○議長(河野謙三君) 玉置和郎君から発言を求められております。この際、発言を許します。玉置和郎君。

参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつぶしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

○議長(河野謙三君) ここにその弔詞を朗読いたします。

議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

○議長(河野謙三君) 〔總員起立〕

参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつぶしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

するに余りがあります。四十七歳の若さでこの世を去つた君の御遺志は、必ずや政党政派を超えて守り育て続けなければならないと信ずるものであります。

いまここに君の友人として、政治家の一人として限りなく君を追慕し、ひたむきなその政治活動と卓越せる思素、その業績をたたえたいと思うものであります。

重ねて君の誠実な人柄をしのび、院を代表して謹んで哀悼の意を表する次第であります。

在天の靈、願わくば照覧あれ。

心からなる御冥福をお祈り申し上げます。

合掌

昭和五十年三月二十六日

参議院議員 玉置 和郎(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長原文兵衛君。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月十八日

地方行政委員長 原 文丘衛

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、市町村の自主的な合併を円滑にするため、市町村の合併の特例に関する法律の有効期間(昭和五十年三月二十八日まで)を、昭和五十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

この法律は、公布の日から施行する。

ので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

○原文兵衛君 ただいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう各種の特例措置を定めた市町村の特例に関する法律の有効期間を、昭和六十年三月三十一日まで、約十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、市町村合併の経緯、現状及び今後の方針、広域市町村圏行政と市町村合併との関連性、延長期間を十年とする理由、合併の要件として住民投票を加えることは是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しても、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第一院クラブ各派共同提出にかかる附帯決議が全会一致をもつて付されました。その趣旨は、市町村の合併が、あくまでも市町村の自主性を尊重し、民主的な方法によつて行われるよう政府の善処を求めたものであります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における家畜の伝染性疾患の発生状況等にかんがみ、豚水胞病を家畜伝染病に追加してその蔓延の防止のための措置を講じ得ることとし、あわせて牛のブルセラ病及び結核病に係る検査制度の合理化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議
一、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議
記
一、最近における海外からの家畜の悪性伝染病がわが国に侵入する危険性の増大に対処して、わが国に未発生の悪性伝染性疾患の防疫に必要な海外情報等の速やかな把握に努めるとともに、動物検疫施設の一層の整備充実を図り、防疫そのための試験研究を拡充強化すること。

二、自衛防疫の推進を図るために、その体制の育成

正する法律案

(いすれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長佐藤隆君。

審査報告書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

三、近年における牛の異常産の被害にかんがみ、強化に努め、家畜保健衛生所の機能の整備充実及び産業動物獣医師の充足を図る等その防疫体制に万全を期すること。

その予防及び治療方法の確立を急ぐとともに、被害農家に対する適切な救済措置を検討するこ
と。

右 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

內閣總理大臣 三木 武夫

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のよう加える。

卷之三

第二十一条第一項第一号中「アフリカ豚コレラ」の下に「豚水胞病」を加える。
第三十一条第一項中「都道府県知事が省令で定める方法により」を「省令で定めるところにより、都道府県知事が」に、「及び」を「若しくは」に改め

この法律は、公布の日から施行する。

附
則

審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日

参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、山村振興法の実施の状況にからみ、昭和五十年三月三十一日をもつて失効する山村振興法の有効期限を昭和六十年三月三十日まで延長するとともに、山村が国土保全、水源かん養、自然環境の保全等に重要な役割を担つていることを目的規定に加え、山村地域の基幹的な市町村道、農道、林道等の新設及び建築は都道府県も行うことができることとし、この場合の経費は後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとし、住宅の建設等及び農林漁業経営改善のための資金の融通には住宅金庫及び農林漁業金融公庫資金の融資の特例を認める等、山村振興対策の充実を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、平年度約四十一億円の見込みである。

山村振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年三月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

山村振興法の一部を改正する法律案
山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は、山村における」を「この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担つてゐる山村が」に、「整備等が」を「整備等について」と、「あわせて」を併せて」に改める。
第三条第三号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四号中「雪害」の下に「林野火災」を加え、同条第五号中「整備」の下に「医療の確保、集落の整備」を加える。
第六条第一項中「行なわなければ」を「行ななければ」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。
第七条第一項中「意見をきいて」を「意見を聴いて」に改め、同条第二項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。
第八条第一項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第二項中「山村振興対策審議会の意見をきくとともに」を削る。
第九条第一項中「かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて」を削る。
第十一条を第十六条とし、第十一条の次に次の五条を加える。

（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下この条において「基幹道路整備事業」という。）に要する経費について、は、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下この条において「負担特例法」という。）第一条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する國の負担又は補助の割合（以下この条において「國の負担割合」という。）がこれらの区域以外の区域における當該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の國の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する國の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の國の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる國の負担割合が第二号に掲

げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国に負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

第十二条 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十三条 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業(畜産業を含む)、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(医療の確保)

第十四条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

(地域文化の保存)

第十五条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。

附則 第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

参議院議長 河野 謙三殿

農林水産委員長 佐藤 隆

隆

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情に鑑み、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定制度の適用期間を昭和五十三年三月三十一日まで三年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。なお、過去における実績から推計すると合併組合当たりの法人税及び登録免許税の減免額は、約二百十三万円である。

三、附則

「すえおき期間」を「振置期間」に改める。

「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づく山村振興計画又は」を、「のつとつて」の下に「振興山村の住民又は」を加え「附隨」を「付隨」に、「すえおき期間」を「振置期間」に改める。

百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「近代化」の下に「若しくは振興山村」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

別表第八中「別表第八」を「別表第八(第十八

条一第十八条の三関係)」に改める。

審査報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案外二件

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日

農林水産委員長 佐藤 隆

隆

○佐藤隆君 拍手

まず、家畜伝染病予防法改正案は、豚水胞病を家畜伝染病に指定する等の措置をとらうとするものであります。

委員会におきましては、豚水胞病、国内防疫及び輸入検疫体制、獣医師の養成確保、牛の異常産等について質疑した後、別に討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、海外からの伝染病の侵入の防止等三項目の附帯決議を行いました。

次に、山村振興法改正案は、現行法の有効期限を十年間延長するとともに、制度の拡充を図ることとするものでありまして、委員会におきましては、委員長から委員会を代表して政府の見解をただした後、別に討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農業協同組合合併助成法改正案は、合併経営計画の認定申請期限を三ヵ年間延長しようとするものであります。委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

一 登録年月日及び登録番号	二 氏名 生年月日及び住所
三 作業環境測定士の種別	四 その他労働省令で定める事項
(作業環境測定士名簿)	
二 事業者その他の関係者は、作業環境測定士名簿の閲覧を求めることができる。	
(登録の手続)	

第九条 第七条の登録を受けようとする者は、同条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。	2 前項の申請書を提出する場合には、労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示しなければならない。
3 労働大臣は、第一項の規定により申請書の提出があった場合において、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができる者であると認めたときは、登録を拒否しなければならない。	4 労働大臣は、前項の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。
(登録の禁止)	
第十一条 労働大臣は、第七条の登録を行つたときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。	(登録証の譲渡等の禁止)
第十二条 作業環境測定士は、作業環境測定士登録証の譲渡等の禁止	

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。	（受験資格）
第十六条 次の各号に掲げる者で、労働省令で定める指定による指定試験機関の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	1 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
第十七条 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わなければ、試験を受けることができない。	2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に際し第十七条に規定する労働大臣の職権を行うことができる。
第十八条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。	3 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。
第十九条 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士といふ名称を用いてはならない。	4 第二十条 労働大臣は、申請により指定試験機関に試験事務を行わせること。

第二十条 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせる。	（指定）
第二十一条 労働大臣は、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。	1 第二十二条 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
第二十二条 職員、設備、試験事務の実施の方針その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。	2 第二十三条 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
第二十三条 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。	3 第二十四条 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
第二十四条 試験は、労働大臣が行う。	4 第二十五条 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
第二十五条 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第一種作業環境測定士試験とし、労働省令で定める	5 第二十六条 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
第二十六条 申請者が第三十条第一項の規定により指定試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。	6 第二十七条 労働大臣は、申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
第二十七条 試験事務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。	7 第二十八条 労働大臣は、申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
第二十八条 申請者が第三十条第一項の規定により登録を拒否するときは、登録を拒否しなければならない。	8 第二十九条 第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。
第二十九条 この節に定めるもののほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。)について	9 第三十条 第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。
第三十条 申請者が第三十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。	10 第三十一条 第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。
第三十一条 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。	11 第三十二条 第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。
第三十二条 この法律又は労働安全衛生法(これらに	

官 報 (号 外)

（指定の公示等）

第二十二条 労働大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(役員の選任及び解任)

第二十三条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その努力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十五条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（作業環境測定士試験員）

第二十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、作業環境測定士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について、作業環境測定士試験員（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

試験員は、作業環境測定に関する知識及び経験に関する労働省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員が、この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その試験員の解任を命ずることができる。

4 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、試験員となることができない。

（試験事務規程）

第二十五条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この節において「試験事務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした試験事務規程が、試験事務の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

（事業計画の認可等）

第二十六条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく）、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

第二十一条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十二条 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（監督命令）

第二十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

（試験事務の休廃止）

第二十四条 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 労働大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第三十五条 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいづれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることある。

一 指定に関し不正の行為があつたとき。

二 この節の規定に違反したとき。

三 第二十二条第二項第五号に該当するに至つたとき。

四 第二十三条第二項、第二十四条第四項、第二十五条第二項又は第二十八条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十五条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六 第四十八条第一項の規定により違反したとき。

(労働大臣による試験事務の実施)

第三十一条 労働大臣は、指定試験機関が第二十九条第一項の規定により試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部若しくは一部を停止したとき、前条第一項の規定により試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務を自ら行うものとする。

労働大臣は、前項の規定により試験事務を自ら行うものとし、又は同項の規定により自ら行つていいる試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により試験事務を自ら行うものとし、第二十九条第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第三節 指定講習機関

第三十二条 第五条又は第四十四条第一項の規定による指定は、労働省令で定めるところににより、講習又は同項に規定する研修を行おうとする者の申請により行う。

2 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第二項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、第五条又は第四十四条第一項の規定による指定を受けた講習又は同項による規定期間の規定による研修を行おう者（以下「指定講習機関」という。）に適用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第

号) 又はこれらに基づく命令」と、同法第四十六条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、同法第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第一項」と、同法第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同項各号列記以外の部分中「又は六月をこえない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十二条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と、同項第五号中「第一百十条第一項」とあるのは「作業環境測定法第四十八条第一項」と読み替えるものとする。

(昭和五十年法律第 号)又はこれらに基づく命令と、同法第四十六条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、同法第四十六条第三項中「第一項の申請」とあるのは「作業環境測定機関の登録の申請」と、同法第四十七条第一項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定」と、同条第二項中「性能検査」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定」と、「労働省令で定める資格を有する者」とあるのは「労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第四十八条第一項及び第三項、第四十九条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定」と、同項各号別記以外の部分中「又は六月をとえない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十五条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

三十三条第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付」と、第十条中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二条第二項各号別記以外の部分中「指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定の業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四条第一項、前条又は第四十四条第四項」とあるのは「第四条第二項」と、同項第五号中「作業環境測定の業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定の業務」と、第十九条中「この節に定めるもののほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他の試験、講習及び登録（作業環境測定士登録証を含む。）について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録（作業環境測定機関登録証を含む。）について必要な事項」と読み替えるものとする。
(秘密保持義務等)

第三十五条 作業環境測定機関の役員若しくは職員（作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。又はこれらの職にあつた者は、作業環境測定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(日本作業環境測定協会)

第三十六条 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じて一の日本作業環境測定協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立立することと/orする。

2 日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(名称の使用制限)

はならない。

2 前条第一項の法人以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会の文字を用いてはならない。

第四章 雜則

(労働基準監督官の権限)

第三十八条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十九条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(労働大臣等の権限)

第四十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に関係のある試料その他の物件を收去させることができる。

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告等)

労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるとあると認めるときは、労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関、指定試験機関若しくは指定講習機関又は作業環境測定士に対し、必要な事項を報告させることができる。(書類の保存)

第四十三条 作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関は、労働省令で定めるところにより、作業環境測定、試験又は講習若しくは次条第一項の研修に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿及び書類を備え、これを保存しなければならない。

(研修の指示)

第四十四条 都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修(以下「研修」という)を受けるよう指示することができる。

2 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に使用されているときは、前項の指示は、当該事業者又は作業環境測定機関に對して行うものとする。

3 前項の指示を受けた事業者又は作業環境測定機関は、当該指示に係る期間内に、当該作業環境測定士に研修を受けなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、研修の科目その他研修について必要な事項は、労働省令で定め

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第四十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、労働大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十二号)による審査請求をすることができる。(聴聞)

第四十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十二条第二項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項又は

第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労働安全衛生第五十三条第二項の規定による処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えることとする。

(登録等の条件)

第四十七条 政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び指定講習機関の業務の適正化を図るために、資料の提供、測定手

法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(政府の援助)

第四十八条 この法律の規定による登録、指定又は許可には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該登録、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(手数料)

第四十九条 次の者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を

国(指定試験機関の行う試験を受けようとする

者又は指定試験機関から合格証の再交付を受けようとする者にあつては、指定試験機関に納付しなければならない。

2 試験を受けようとする者

一 第五条又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

二 第五条又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

三 講習又は研修(都道府県労働基準局長が行う講習又は研修に限る)を受けようとする者

四 第七条又は第三十三条の登録を受けようとする者

五 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えを受けようとする者

六 合格証又は講習修了証の再交付(都道府県労働基準局長が行う講習修了証の再交付に限る)を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の收入とする。

(経過措置)

第五十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範

域内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(労働省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な事項は、労働省令で定める。

(第五章 罰則)

第五十二条 第二十七条第一項又は第三十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十一条第一項、第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労

働安全衛生法第五十三条第二項又は第三十四条第二項において準用する第十二条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、そ

の違反行為をした指定試験機関若しくは虚偽の陳述をしたとき。

4 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 第四十二条第一項の規定による立入り、検

査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

虚偽の陳述をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条第三項の規定に違反した者

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

五 第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは

指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境

測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機

関である作業環境測定士を含む。)は、五万円以下

の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の許可を受けないで試験

事務に関する業務の全部を廃止したとき。

二 第三十三条第一項において準用する労働安

全衛生法第四十九条の許可を受けないで作業

環境測定の業務の全部を廃止したとき。

三 第四十二条第一項の規定による立入り、検

査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは

虚偽の陳述をしたとき。

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機

関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である)は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の

備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳

簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

習機関の役員若しくは職

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四条及び附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に作業環境測定士若しくは日本作業環境測定協会の文字を用いている者又は作業環境測定機関若しくはこれに類似する名称を用いている者については、第十八条第一項又は第三十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の六の次に次の二号を加える。

二十の七 作業環境測定法(昭和五十年法律第一号)

(労働安全衛生法の一部改正)

第四条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解説を含む)をいう。

第十八条规定を次のように改める。

3 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

第十九条第三項を次のように改める。

一 産業医

二 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

第六十五条の見出しを「(作業環境測定)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「空気環境その他の作業環境について必要な測定をし」を「必要な作業環境測定を行い」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて行わなければならぬ。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に關し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対する法律案を指示することができる。

第七十一条中「国は、」の下に「第六十五条の作業環境測定又は」を加え、「当該健康診断」を「当該作業環境測定又は健康診断」に改める。

第九十一条第一項中「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し」の下に「若しくは」を「作業環境測定を行い」を加える。

第十九条第三項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項の許可」に、「第五十六条第一項」を

一項を「第五十六条第一項の許可、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項に関する事務」に改める。

第五十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し」の下に「若しくは作業環境測定を行い」を加える。

第六十五条第一項中「労働衛生指導医は、」の下に「第六十五条第五項又は」を加える。

第一百一十九条第一号中「第六十五条」を「第六十

五条第一項」に改める。

第六百二十条第二号中「を含む。」の下に「第六十五条规定第五項」を加え、同条第四号中「検査」の下に「作業環境測定」を加える。

第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十九号の三の次に次の二号を加える。

二十九の四 作業環境測定法(昭和五十年法律第一号)に基づいて、作業環境測定士の試験及び登録を行うこと。

二十九の五 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに對し、認可その他の監督を行うこと。

第八条第一項第八号中「検定代行機関」の下に「、作業環境測定機関、指定試験機関、指定講習機関」を加え、同項第十四号中「労働安全衛生法」の下に「作業環境測定法」を加え、同条第二項中「検定代行機関」の下に「、作業環境

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

第二項 症

不具廃疾の程度	年 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に一、四三七、一〇〇円を加えた額
第一項 症	一、六六三、〇〇〇円

測定機関、指定試験機関、指定講習機関を「労働安全衛生法」の下に「作業環境測定法」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項目「及び労働安全衛生法」を「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項目「及び労働安全衛生法」を「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

〔作業環境測定法(これに基づく命令を含む)、労働者災害補償保険法〕に改める。

第八条第二項中「四万二千円」を「六万円」に、「一万二千円」を「一万八千円」(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、そのうち一人については四万二千円)に、「二万四千円」を「三万六千円」(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、「六万円」)に改め、同条第六項中「四万二千円」を「六万円」に改め、同条第三項中「四万二千円」を「十二万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廢疾の程度	金	額	年	額	特別項症
第一款症	一、三三三、〇〇〇円		第一項症	一、五三五、一〇〇円以内の額を加えた額	
第二款症	一、九三五、〇〇〇円		第二項症	一、四二五、〇〇〇円	
第三款症	一、六六〇、〇〇〇円		第三項症	一、七七六、〇〇〇円	
第四款症	一、三六四、〇〇〇円		第四項症	一、〇七五、〇〇〇円	
			第五項症	八三三、〇〇〇円	
			第六項症	六三六、〇〇〇円	
			第一款症	五九二、〇〇〇円	
			第二款症	五四八、〇〇〇円	
			第三款症	四一七、〇〇〇円	
			第四款症	三三九、〇〇〇円	
			第五款症	二八五、〇〇〇円	

第二十六条第一項中「一万二千円」を「一万八千円」に改め、同項第一号中「三十六万六千六百円」を「四十七万四千円」に改める。

第三十二条第三項第一号中「一万二千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「九千円」を「一万三千五百円」に改める。

第二条 戰傷病者戰沒者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条中「厚生省令の定めるところにより」を削り、「一人につき千円から三千円まで〔十八歳未満の者については、五百円から五百円まで〕を「政令で定める金額」に改める。

第十六条第一項中「二万二千円」を「政令で定める金額」に改める。

第十七条第一項中「三千五百円」を「政令で定める金額」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「三万九千五百円」を「四万三千六百六十円」に、「四万一千円」を「四万三千六百六十円」に、「四万二千五百円」を「四万五千六百六十円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改める法律の一部改正）

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改める法律の一部改正）

第六条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改める法律の一部改正）

附則第十八項中「一万二千円」を「一万八千円」に、「四万二千円」を「六万円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改める法律の一部改正）

第三条第一項中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改め、同条第二項中

「弔慰金を受ける権利を取得した者が」を「弔慰

金を受ける権利を取得した者（前項の規定によ

り弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされ

る者を含む。次条において同じ。）が」に、「昭和

四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に

「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に

死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利

を取得したこととなる者は、前項の規定の適

用については、弔慰金を受ける権利を取得し

た者とみなす。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改める法律の一部改正）

第三条の二中「前条第二項」を「前条第三項」と

し、「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改める法律の一部改正）

昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した

者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）と

して、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十一号）による遺族援護法第二条第三項第七号の規定の改正により、戦没者等の妻とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十

月一日とする。

（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。）

第七条 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「八千円」を「政令で定める金額」に改める。

（第十九条第一項中「二万二千円」を「政令で定める金額」に改める。）

（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。）

第九条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十一号）に

よる遺族援護法第二条第三項第七号の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用について

は、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けた者又は受けたこ

とがある者とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和

四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十年八月一日」とする。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二

項第三号の給付を受けた者又は受けたこ

とがある者とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和

四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十年八月一日」とする。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二

項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。）

第十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和四十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万八

千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に改め

る。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改める法律の一部改正）

第十二条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した

者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）と

して、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十一号）による遺族援護法第二条第三項第七号の規定の改正により、戦没者等の妻とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有するに至つた者に交付する同法第五条第二項

20 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二

条第一項中「昭和四十二年三月三十日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年七月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和五十年七月三十日」と、「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。）

第十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十八年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「[課税入場料金を定めようとする場合等の申告]」に改め、同条第一項を次のように改める。

経営者（経営者にならうとする者を含む。）がその経営する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき第五条の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金（以下この項において「課税入場料金」という。）を定めようとするとき、又は催物を主催しようとする者がその催物を行なう興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき課税入場料金を定めようとするときは、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。経営者が当該興行場等の経営を廃止したときその他当該課税入場料金の定めを廃止したとき若しくは当該興行場等の経営を休止したとき、又は主催者が当該催物を終え、若しくは休止したときも、また同様とする。

第二十七条第二項中「期間」を「期限」に改める。

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に入場するために入場される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金（改正後の入場税法（以下「新法」という。）第五条の規定を適用した場合に同条の規定に該当することとなるものに限る。）に対して改正前の入場税法（以下「旧法」という。）の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払はざしたものとしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該

払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしうとする場合等の申告）に改め、同条第一項を次のように改める。

と、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4 新法第八条第六項及び第七項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者について適用し、施行日前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者については、なお従前の例によること。

5 施行日前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、施行日以後に同条第八項の規定に該当することとなる場合における施行日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例によること。

6 施行日においてその経営する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき新法第二十二条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者は、主催者が施行日前に行なった旧法第二十二条第一項の規定による申告とみなす。

7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

第十五条の二を削る。
第十六条を次のよう改める。

相続税法の一部を改正する法律案

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該相続人の前条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定によるその各取得金額（当該相続人が一人である場合又はない場合には、当該控除した金額）につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

第一項中「因り」を「より」に、「第十五条の二」を「第十六条に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十二条第一項第五号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「こえ」を「超え」に改め、同項第六号中「八十万円」を「一百万円」に、「こえ」を「超え」に改める。

第十五条第一項中「因り」を「より」に、「六百万円」を「二千万円」に、「百」「十万円」を「四百万円」に改める。

第二条第一項に規定する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき新法第二十二条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者は、主催者が施行日前に行なった旧法第二十二条第一項の規定による申告とみなす。

第十五条第一項中「因り」を「より」に、「六百万円」を「二千万円」に、「百」「十万円」を「四百万円」に改める。

二百萬円以下の金額	百分の十
二百萬円を超えて五百萬円以下の金額	百分の十五
五百萬円を超えて九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超えて一千五百萬円以下の金額	百分の二十五
一千五百萬円を超えて五千五百萬円以下の金額	百分の三十
二千三百萬円を超えて三千三百萬円以下の金額	百分の三十五
三千三百萬円を超えて四千八百万円以下の金額	百分の四十
四千八百万円を超えて七千萬円以下の金額	百分の四十五
七千萬円を超えて一億円以下の金額	百分の五十
一億円を超えて一億四千万円以下の金額	百分の五十五
一億四千万円を超えて一億八千万円以下の金額	百分の六十
一億八千万円を超えて二億五千万円以下の金額	百分の六十五
二億五千万円を超えて五億円以下の金額	百分の七十
五億円を超える金額	百分の七十五

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

相続税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月四日

の」に改め、「(当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額)」を削り、同項第二号イを次のように改め、同項を同条第一項とする。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額の三分の一に相当する金額(当該金額が四千万円に満たない場合には、四千万円)

第十九条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「申告期限までに」を「申告期限から三年以内(当該期間が経過するまでの間に当該財産が)」に改め、「場合において」の下に「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは」を加え、「(内に当該財産が分割されたときは、当該財産)」を「(内)」に分割された場合には、その分割された財産に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、(第二十七条第一項の規定による申告書)の下に

「(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という))及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という)を含む)」を加え、「(同項の婚姻期間が十年以上である旨)」を「財産の取得の状況」に改め、「(その申告期限内に)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「申告期限内の」を削り、「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条の三第一項中「(因り)」を「(より)」に、「(二万円)」を「(三万円)」に改める。

第十九条の四第一項中「(二万円)」を「(三万円)」に、「(四万円)」を「(六万円)」に改める。

第二十一条の大を削る。

第二十一条の五第一項中「(因り)」を「(より)」に、「(五百六十万円)」を「(千万円)」に改め、同条第三項中「(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する)」及び「(以下「期限後申告書」という。)」を削り、同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の四中「(四十万円)」を「(六十万円)」に改め、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の三の次に次の二条を加える。

(特別障害者に対する贈与税の非課税)

第二十一条の四 第十九条の四第二項に規定する特別障害者(以下この条において「特別障害者」といいう。)が、信託会社その他の者で政令で定めるもの(以下この条において「受託者」という。)の営業所、事務所その他これらに準ずるものとの法律の施行地にあるもの(以下この条において「受託者の営業所等」という。)において当該特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて当該信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利(以下この条において「信託受益権」という。)を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した申告書(以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。)を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権でその価額のうち三千万円までの金額(既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の価格に算入しない)。

2 前項に規定する特別障害者扶養信託契約とは、個人が受託者と締結した金銭、有価証券その他の財産で政令で定めるものの信託に関する契約で、当該個人以外の一人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもののうち、当該契約に基づく信託が当該特別障害者の死亡後六月を

経過する日に終了することとされていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

3 障害者非課税信託申告書には、受託者の営業所等のうちいずれか一つのものに限り記載することができるものとし、一の障害者非課税信託申告書を提出した場合には、当該申告書に記載された受託者の営業所等において新たに特別障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権につき第一項の規定の適用を受けようとする場合その他の場合で政令で定める場合を除き、他の障害者非課税信託申告書は、提出することができないものとする。

4 前二項に定めるもののほか、障害者非課税信託申告書の提出及び当該申告書に記載した事項を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

第二十一条の七を次のように改める。

(贈与税の税率)

第二十一条の七 贈与税の額は、前二条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

五十万円以下の金額	百分の十
五十万円を超えて七十万円以下の金額	百分の十五
七十万円を超えて一百万円以下の金額	百分の二十
一百万円を超えて一百四十万円以下の金額	百分の二十五
一百四十万円を超えて二百萬円以下の金額	百分の三十
二百萬円を超えて二百八十万円以下の金額	百分の三十五
二百八十万円を超えて四百万円以下の金額	百分の四十
四百万円を超えて五百五十万円以下の金額	百分の四十五
五百五十万円を超えて八百万円以下の金額	百分の五十
八百万円を超えて一千三百万円以下の金額	百分の五十五
一千三百万円を超えて二千萬円以下の金額	百分の六十五
二千萬円を超えて三千五百萬円以下の金額	百分の七十五
三千五百万円を超えて七千万円以下の金額	百分の七十五
七千万円を超える金額	百分の七十五

第二十一条の八中「(因り)」を「(より)」に、「(前二条)」を「(前条)」に、「(算出した)」を「(計算した)」に、「(但し)」を「(ただし)」、「(これらの)」を「(同条の)」に、「(こえ)」を「(超える)」に改める。

第三章中第二十六条の二の次に次の二条を加える。

(土地評価審議会)

第二十六条の三 国税局とともに、土地評価審議会を置く。

2 土地評価審議会は、土地の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについて調査審議する。

3 土地評価審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地の評価について学識経験を有する者のうちから、国税局長が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、土地評価審議会

議長の報告事項
去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

した旨衆議院に通知した。
昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案

地方行政委員 大蔵委員 同 同 同 同 同 同 議院運営委員 同日議長において
名した。

寺田 熊雄君 操君 菊雄君 戸田 赤楠
藤田 進君 福岡日出麿君 長田 裕二君 矢原 秀男君
須藤 五郎君 栗林 卓司君 向井 長年君 青木 一男君
て、常任委員の補欠を左の通り指

犯罪者等の防更生法の一部を改正する法律案
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託
道路運送車両法の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託

放送法第三十七条规定に基づき、承認を求めるの件 適用委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部

租税特別措置法の一部を改正する法律案（武藤山治君外三名提出）		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（多賀谷真穂君外十名提出）	
同日衆議院から左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。		下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案（橋本龍太郎君外十名提出）	
同日左の質問主意書を内閣に転送した。		軍属として戦地に行つた人達の待遇に関する質問主意書（塙出啓典君提出）	
去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
決算委員		決算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員		運輸委員	
予算委員		予算委員	
同		同	
大蔵委員		大蔵委員	
農林水産委員		農林水産委員	
運輸委員			

租税特別措置法の一部を改正する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
商工委員会に付託
裁判所職員定貢法の一部を改正する法律案可決
報告書
下水道事業センター法の一部を改正する法律案可決
報告書
相続税法の一部を改正する法律案可決
報告書
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員塩出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問に対する答弁書
昭和五十年三月十七日

軍人恩給や、文官であつた軍属の恩給は不充分とはいえ年々増額されるなかで、これら旧軍属が放置されていることは、あまりにも不公平といわなければならぬ。

政府は、このような不公平のあることを知りながら、今日までその実態の調査すら行つていないことに対し強く反省を求めるものである。

以下次の諸点について質問する。

一、軍属として戦地に行つた人達は、何人位いたのか。

二、これらの軍属のうち、恩給法の対象とならない人達は、何人位になるのか。

三、これらの人達は、戦地において軍人同様、場合によつては軍人以上の危険な仕事に従事していたが、これらの実態について政府はどの程度調査をしているのか。

四、これら旧軍属の人達に対する救済について、政府はどう考へてゐるのか。

五、直ちに調査委員会のようなものをつくり、実態の調査を開始してゆく考へはないか。

昭和五十年三月二十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員塩出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問に対する答弁書

一、について

戦地勤務の軍属数は、約二十三万八千人である。

二、について

戦地勤務の軍属のうち、恩給法の対象とならない者は、約二十二万人である。

三、について

これらの軍属の属していた部隊の状況等については、復員業務の一環としておおむね掌握している。

四、及び五、について

これらの者に対し恩給、共済等の年金制度を適用することは、それぞれの制度の沿革なしに建前にてらし、困難である。

第七号中正誤	
ベシ 段 行 誤 正	
103 三から二 年度の 年度に	
104 一二七 各種特別償却 各種特別償却	
105 三十九 財政要要 財政需要	
110 三十九 効某 効果	
113 三十二 民主性 民主的	
115 一四五 場合には 場合には	
一九 一三四 地方税 地方	
一一一 二から八 いたします。 いたします	